

令和6年度 西脇北高等学校生徒手帳

目 次

校 訓	1
校 章	1
校 歌	2
沿 革	2
気象に関する警報及び	
特別警報が発表された場合の対応	3
兵庫県立西脇北高等学校のきまり	4
学校生活について	6
兵庫県定時制通信制生徒互助会見舞金と	
日本スポーツ振興センター給付金に	
関する給付について	8
出席停止，忌引について	10
図書館利用規定	11
生徒会規約	11

校 訓

真心もって
手を取りあって
正しく 明るく たくましく

昭和49年4月制定

校 章



校章の由来

現校章は、本校の前身である県立西脇高等学校に由来し、左右の角は未知の世界へと注ぐ加古川と杉原川を表し、「シ」を2字として「西」を表す。さらに「北」を図案化し、点はきらめく夜空の星を表している。

昭和 43 年 4 月 18 日、笹倉喜代司事務長の原図が入選し校章として制定された。

校 歌

- 一. 朝日ほのぼの ゆたかに明けて
多可の山なみ みどりに萌える
青春はわれらの 心に芽ばえ
若い生命の はずむ朝
- 二. 星はきらめく 夜空ははれて
深い静寂に 想いはめぐる
青春はわれらの 血潮を燃やし
握ることの手に あふれる力
- 三. 若い生命よ 若い力よ
ともに語らい ともに扶けて
新しい価値を生み 新しい社会をきずく
すばらしいこの集い すばらしいわが学び舎
西脇 西脇 西脇北高校

沿 革

- 昭和 23 年 10 月 15 日 県立西脇工業高等学校に定時制を併設し、本校（西脇市西脇）、中町分校（多可郡中町奥中）、黒田庄分校（多可郡黒田庄町黒田）、杉原谷分校（多可郡杉原谷村市原）を置く
- 昭和 24 年 4 月 1 日 県立西脇高等学校に改称。本校に普通科、工業（紡織、工業化学）科、家庭科を設置
- 昭和 28 年 4 月 1 日 野間谷分校を置く
- 昭和 28 年 11 月 30 日 黒田庄分校 校舎竣工移転（多可郡黒田庄町喜多）
- 昭和 29 年 7 月 1 日 町名変更により野間谷分校を八千代分校に改称
- 昭和 29 年 11 月 27 日 杉原谷分校 校舎竣工移転（多可郡加美村市原）
- 昭和 30 年 4 月 1 日 町名変更により杉原谷分校を加美分校に改称
- 昭和 34 年 4 月 3 日 中町分校 校舎竣工移転（多可郡中町中村）
- 昭和 34 年 7 月 24 日 八千代分校 校舎竣工移転（多可郡八千代町中野間）
- 昭和 41 年 4 月 1 日 加美中学校統合校舎完成に伴い、加美分校、旧中学校舎へ移転（多可郡加美町市原）
- 昭和 41 年 5 月 1 日 西脇市多可郡高等学校組合立播州高等学校創立 昼間 2 部制家政科と別科を設置。
中町分校を置く
- 昭和 42 年 5 月 1 日 加西分校を置く（加西市殿原町）
- 昭和 42 年 11 月 1 日 学校設置者変更に伴い、北播高等学校組合立播州高等学校に改称
- 昭和 43 年 3 月 26 日 県立西脇高等学校定時制課程最後の第 17 回卒業式挙行
- 昭和 43 年 4 月 1 日 県立西脇高等学校定時制課程分離独立、県立西脇北高等学校となる
加美分校移転（多可郡加美町豊部）
- 昭和 43 年 9 月 10 日 播州高等学校新校舎本館竣工移転（西脇市郷瀬町）
- 昭和 45 年 3 月 1 日 播州高等学校を県営に移管、西脇北高等学校に吸収合併。在籍生徒を相当学年に転入
- 昭和 45 年 4 月 1 日 加西分校の募集停止

昭和 46 年 2 月 5 日	校歌制定
昭和 47 年 3 月 25 日	特別教室棟竣工
昭和 47 年 3 月 31 日	加西分校閉校
昭和 49 年 4 月 1 日	全日制多可分校を設置
昭和 49 年 7 月 31 日	本校運動場完成
昭和 51 年 3 月 31 日	加美分校閉校
昭和 51 年 4 月 1 日	全日制多可分校独立して県立多可高等学校となる
昭和 51 年 7 月 2 日	本校体育館竣工
昭和 52 年 3 月 31 日	黒田庄分校、八千代分校閉校
昭和 55 年 3 月 31 日	中町分校閉校
昭和 55 年 4 月 1 日	県立網干高等学校通信制課程の協力校となる。定通併修教育実施
昭和 62 年 3 月 31 日	本校昼間部家政科閉科
平成 10 年 2 月 1 日	創立 30 周年記念誌発行
平成 17 年 4 月 1 日	定時制課程と通信制課程の定通連携併修を実施
平成 21 年 4 月 1 日	多部制単位制高等学校に改編
平成 29 年 11 月 26 日	創立 50 周年式典挙行

気象に関する警報及び特別警報が発表された場合の対応

Ⅰ・Ⅱ部は午前 7 時以降始業開始時刻まで、Ⅲ部は午後 3 時以降始業開始時刻までの間で「警報」（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）または「特別警報」（大雨・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が発表された場合は、以下のようにする。

- （Ⅰ）西脇市，多可郡多可町，小野市，加西市，加東市のいずれかの市町に警報が発表されているときは臨時休業とする。
- （Ⅱ）（Ⅰ）以外の市町に警報が発表されているときは平常授業を行うが、当該市町に居住する生徒は公欠とする。

震度 6 弱（特別警報級）以上の地震が発生した場合、次のようにする。

- （Ⅰ）西脇市，多可郡多可町，小野市，加西市，加東市のいずれかの市町で発生した場合

ア 生徒が在校中の場合

以後の授業を中止して臨時休業とする。

イ 生徒が「ア」以外（在宅中，登校途中等）の場合

当日は臨時休業とする。ただし、午後 9 時 30 分以降午前 12 時までに発生した場合は翌日を臨時休業とする。

- （Ⅱ）（Ⅰ）で定めた市町以外で発生した場合は原則として平常授業をおこなう。ただし、当該市町に居住する生徒については（Ⅰ）を適用し、公欠とする。
- （Ⅲ）この規定により臨時休業とした日の翌日以降は原則として平常授業をおこなう。
- （Ⅳ）（Ⅰ）から（Ⅲ）からの規定に関わらず、被害状況や交通状況等に応じて、校長の判断により臨時休業とする場合がある。

兵庫県立西脇北高等学校のきまり

(修業年限)

本校の修業年限は、3年以上とする。

(年次)

年次は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日

後 期 10月1日から3月31日

(休業日)

授業を行わない日（以下「休業日」という）は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 本校創立記念日 10月15日

(4) 春季休業日 3月24日から4月7日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から8月28日まで

(6) 秋季休業日 9月28日から9月30日まで

(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(8) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、兵庫県教育委員会の承認を得た日

(単位の履修)

履修する各教科・科目の単位は、別に定める教育課程のとおりとする。

(単位の認定)

1 校長は、生徒が本校の教育計画にしたがって各教科・科目を履修し、当該年次におけるその成果が、その教科・科目の目標からみて満足できるものと認めた場合は、当該年度末においてその教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

2 校長は、高等学校卒業程度認定試験合格科目及び定通連携併修による履修単位、技能審査の成果に基づく単位を認定することができる。

(卒業の認定)

校長は、所定の教科・科目との単位を修得し、且つ、特別活動の成果が満足できるものと認めた生徒に対して卒業を認定する。

(卒業の時期)

卒業の時期は、3月とする。ただし、規定により留学を許可された生徒については、この限りでない。

(卒業証書)

校長は、卒業を認定した生徒に対して、卒業証書を授与する。

(証明書の発行)

校長は、申し出により必要と認めた者に対して、次に掲げる証明書、その他証明書を交付することができる。

- (1) 卒業証明書
- (2) 卒業見込証明書
- (3) 在学証明書
- (4) 単位修得証明書・成績証明書

(休学)

- 1 病気その他やむを得ない事由により3月を超えて出席することができないため休学しようとする生徒は、その事由及び期間を記し、保護者等と連署した「休学願」に、医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に願い出なければならない。
- 2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長は、特別の事情があると認めるときは、2年を超えない範囲で、その期間を延長することができる。

(復学)

- 1 休学の期間内にその事由が消滅し復学しようとする生徒は、その事由及び期日を記し、保護者等と連署した「復学願」に、医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に願い出なければならない。
- 2 前項の場合において、校長は、教育に支障がないと認めたときは、復学を許可することができる。

(留学)

- 1 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、事由を記した「留学願」に保護者等と連署し、校長に願い出なければならない。
- 2 校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。
- 3 留学中の生徒が本校に復帰するときは、事由を記した「復帰願」に保護者等と連署し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

感染症にかかり、又そのおそれのある生徒に対し、校長は、学校医又は保健所長の意見を聞いて、出席停止を命ずることができる。

(退学)

- 1 疾病その他の事情により退学しようとする生徒は、事由を記し、保護者等と連署した「退学願」を校長に

提出しなければならない。

2 校長は、その事由が正当であると認めたときは、退学を許可することができる。

(住所又は名前の変更)

生徒が住所又は名前を変更したときは、保護者等は、「生徒住所（名前）変更届」をすみやかに校長に提出しなければならない。

(欠席等の連絡)

生徒が欠席しようとするとき、また、遅刻又は早退しようとするときは、すみやかに学校に連絡しなければならない。

(後見する者等)

- 1 保護者等は、生徒の後見する者を定め、「誓約書」をすみやかに校長に提出しなければならない。
- 2 生徒が成人の場合においても、後見する者を定めなければならない。
- 3 前項の後見する者は、校長の定める地域（通学可能区域内）に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、校長において不適当と認められたときは、変更させることができる。
- 4 後見する者又は保護者等は、住所を変更したときは、「住所変更届」をすみやかに校長に提出しなければならない。

(表彰)

校長は、学業、人物その他について、他の模範と認められる優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

- 1 校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条により、生徒に懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒のうち、退学、停学、訓戒は、校長が行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対し行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反する行為があった者

学校生活について

学校はいろいろな人と生活を共にしながら学習する場である。お互い安心して気持ちよく学校生活を送ることができ、また楽しく充実した高校生活とするために、ルールやマナーを守り、主体的に学習に取り組むことが大切である。

1 服 装

服装の指定はないが、学業に集中できる高校生らしい服装で登校すること。

2 通 学

(1) 電車、バス通学

通学定期券購入のための証明書は、事務室で受付、発行する。

(2) 自転車

自転車の校内乗り入れは、改造や整備不良等がなく、教員の点検により許可された自転車のみ認める。使用する場合は、鑑札シールを貼る。買い換え等で、車両に変更があった場合は、その都度、新たな鑑札シールを貼る。

また、自転車に関連した事故が増加しており、傷害事故になった場合、高額な賠償事例が増加している。「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行にともない、自転車を使用する生徒は、必ず自転車保険や高校生向け総合保険に加入すること。

(3) 原動機付自転車、自動車

原動機付自転車（以下：原付）、自動車は特別な事情により申し出があり、生徒指導部で審議し許可された車両のみ校内の乗り入れを認める。利用許可の条件は、以下（４）～（７）を適用する。なお、原付等の車両による通学は大きな危険を伴うため、免許の取得、車両の購入、運転について、保護者とよく相談し、保護者の監督のもと運行すること。

(4) 特別な事情により原付の通学を希望する場合、許可の条件は、以下のとおりとする。

ア 原付は排気量 50 cc以下のスクータータイプ（幅 65 cm・長さ 170 cm以内）を原則とする。

イ 許可する条件は、以下の要件を満たす生徒とする。

(ア) 2 年次以上

(イ) 学校から原則 5 km以上の場所、あるいは交通の不便な地域から通学する生徒

(ウ) 道路交通法や校則を遵守し、遅刻や欠席が少なく学校生活をしっかり送れる生徒

(エ) 改造や整備不良等がない車両

(オ) 任意保険へ加入

(5) 新規に許可された者は、以下の書類等を提出し、車両点検を受けた後、原付の場合は鑑札シールを指定された場所に取り付けること。また自動車の場合は駐車時に駐車証をフロントガラスの見えやすい位置に置くこと。毎年、4 月の更新及び買い換え等で車両に変更があった場合も、下記ア～エを提出すること。

ア 通学用車両特別使用許可願（学校所定の様式）

イ 誓約書（学校所定の様式）

ウ 運転免許証の写し

エ 任意保険契約書の写し

自賠償保険のみは不可。原付はファミリーバイク特約でも可。

(6) 次の行為があった場合は、許可を取り消す場合もある。

ア (4) イを満たしていない場合

イ 特別指導を受けた場合

ウ 7 月・3 月（出席状況等）に、許可された生徒に対し、継続の可否について審議する。

エ 誓約書または原付通学許可願に記載されている通学生の厳守事項を違反した場合

(7) 原付通学・自動車通学の許可は年度更新とする。

3 そ の 他

(1) アルバイト

「働きながら学ぶ」ことを認めています。アルバイトをする場合は保護者とよく相談し、法令遵守の上、高校生としてふさわしいアルバイトを選ぶこと。アルバイト先は必ず担任に報告すること。

(2) スマートフォンやスマートウォッチ、タブレット等（通信機能を伴う電子機器）の校内での取り扱いについて

- ア スマートフォンやスマートウォッチ、タブレット等（通信機能を伴う電子機器）は各自で保管する。
- イ 授業中は、電源を切り、各自かばんの中、学校が用意するカゴ、または自分のロッカーで管理する。
- ウ 集会等では各自保管し、所持を禁止する。
- エ 考査中に関しては、教務規定によるものとする。
- オ 校内での電子機器の充電は禁止とする。
- カ スマートフォンやスマートウォッチ、タブレット等（通信機能を伴う電子機器）のネット利用に関するトラブルや事件が頻繁に発生しています。メールやSNSによる誹謗中傷やインターネットによる有害サイトへのアクセス、出会い系での被害や犯罪、事件に巻き込まれないようにすること。
- キ スマートフォンの使用については、マナーを守ること。

(3) 夜間外出・外泊

友人宅で夜遅くまで遊んだり、泊まったりすることは、その家庭への迷惑になるばかりでなく、飲酒・喫煙、薬物乱用等、法令違反や非行の温床にもなりかねません。青少年愛護条例により、深夜（午後11時から翌日午前5時）の青少年の外出は禁じられています。外出する際には、高校生として良識的な時間を守ることに。

(4) 喫煙及び飲酒の防止

20歳未満の喫煙・飲酒は、心身の発達途上の若者にとって、有害なものです。一度、喫煙の習慣がつくと、その依存性が大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用につながっていく危険性があります。自分を大切に、喫煙・飲酒は絶対にしてはいけません。

(5) 下校時刻

安心で安全な学校生活を送れるように、1・2部生徒は17:00、3部生徒は21:30に下校時刻を設定しています。ただし、1・2部生徒で3部の授業受講者については、この限りではない。

「一般財団法人兵庫県定時制通信制生徒互助会見舞金」と「独立行政法人日本スポーツ振興センター給付金」に関する給付について

本校では生徒が病気にかかったり、災害にあたりした場合に治療等にかかった費用についてその一部が給付される制度として生徒全員が、「一般財団法人兵庫県定時制通信制高等学校生徒互助会」と「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に入会している。

I 一般財団法人兵庫県定時制通信制生徒互助会

(1) 一般財団法人兵庫県定時制通信制生徒互助会について

定時制・通信制に学ぶ高校生は、職場など学校外でのけが・病気のために学び続けることが困難になる例がよくあるため、生徒がお互いに会費を積み立て、けが・病気だけでなく災害があった時などに、ささやかでも温かい援助の手をさしのべ励ましあい、病気その他の不幸などで学業を中断することがないように、相互扶助の精神で、先輩たちがつくりあげ守り育ててきた組織である。

(2) 会費

入会金 900 円（入学又は転編入の時に納付）

年会費 800 円（毎年度納付）

＊入会金と初年度年会費は入学時納入金に含まれる。

(3) 給付の種類

ア 会員個人に対して

見舞金 病気やけがをして診療をうけたとき（学校管理下を除く）

① 傷病見舞金

診療報酬点数の 20% 年間 9,500 円（10,000 円）の範囲内

② 入院見舞金

入院 毎週（4 日未満切捨） 3,500 円 年間 28,000 円（30,000 円）の範囲内

＊（ ）内の金額は、結核の場合

③ 火災・震災見舞金

全焼・全失 30,000 円

半焼・半失 15,000 円

④ 風水害見舞金

床上浸水 5,000 円

弔慰金 死亡したとき（学校管理下での死亡は除く） 30,000 円

健康賞 在学中に上の傷病・入院見舞金を受けなかった会員に対して卒業時に贈呈

イ お互いの交流を深めるために生徒互助会報を発行し、生徒互助会員間の交流を図る。

ウ 学校に対しては健康管理事業や啓発調査事業に係る費用の補助を行う。

エ 手続きについて

生徒が学校管理外で病気やけがにより病院等へかかったときは、

- ① 「医療等の状況」……治療を受けた病院等で記入する（用紙を持参してその場ですぐ書いていただくわけにはいかない場合もあるので、記入をお願いするときは、医師等の都合を確かめてからお願いすること）。
- ② 請求手続きは学校が行うので、生徒が学校管理外でけがや病気にかかった場合は学校に連絡する。
- ③ 一般財団法人兵庫県定時制通信制生徒互助会において、審査の上、給付金額を決定し、学校を通じて保護者へ支払う。

※子ども医療費助成制度を利用した際、給付されない場合もあります。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的に運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校及び保育所の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。

(2) 「災害共済給付制度」について

「災害共済給付制度」は、学校及び保育所の管理下で児童生徒の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）が発生したときに災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）を行う国、学校の設置者、保護者の三者の負担による共済制度である。

ア 医療費

初診から完治するまでに要した医療費の総額が 500 点（5,000 円）以上のものが対象となる。

イ 障害見舞金

障害の程度に応じて、4,000 万円（Ⅰ級）から 88 万円（Ⅽ級）が給付される。

（通学中の場合は、2,000 万円から 44 万円）

ウ 死亡見舞金

3,000 万円（運動等の行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500 万円）

(3) 加入手続きと共済掛金額

本校では入学の際に共済掛金（入学時納入金に含まれる）を集め、学校設置者が一括加入手続きをとる。翌年度から共済掛金を収めることで加入は継続される。

保護者等負担金 790 円（兵庫県教育委員会負担額 190 円）／年額

(4) 給付を受ける手続き

児童生徒等が「学校管理下」で災害に遭い、病院等へかかったときは、学校へご連絡すること。

ア 「災害報告書」

学校側が作成する。

イ 「医療等の状況」

治療を受けた病院等が記入する（用紙を持参してその場ですぐに書いていただくわけにはいかない場合もあるので、記入を依頼するときは、医師等の都合を確かめてからお願いすること）。

ウ 学校設置者が、アとイの用紙等をセンター各支所へ提出する。

エ センター各支所において審査の上、給付金額を決定し、学校を通じて保護者へ支払う。

出席停止、忌引について

出席停止

次の各号に該当する日数は欠席とせず、その日数を授業日数から差し引く。

(1) 法定感染症又はこれに準ずる病気のため出席停止となった場合

(2) その他、校長が認めた場合

忌 引

親族の死去に際しては、忌引として、定められた期間を出席すべき日数から減じる。生徒の忌引期間は次のように定める。

- 7日 父母，配偶者，子
- 3日 兄弟姉妹，祖父母
- 2日 同居の親族
- 1日 伯叔父母，曾祖父母

ただし、喪に服するための旅行日を加えることができる。

図書館利用規定

- 1 開館時間は、別途定める。
- 2 学校休業中は原則として閉館する。
- 3 貸し出しは1人3冊まで、期間は2週間とする。
- 4 長期休業中の貸し出し冊数と期間については、その都度指示する。
- 5 継続を希望する場合は、一旦返却手続きをしたうえ、改めて貸し出し手続きをする。
- 6 又貸しは禁止する。
- 7 図書は大切に扱い、汚損しないようにする。
- 8 図書の紛失・破損した場合、同一図書の購入、又は現在価値相当の現金の補償を要求する場合がある。
- 9 「図書室内閲覧について」を守らないとき、図書室の利用を禁止する。

図書室内閲覧について

- 1 室内では静粛にし、他人の迷惑にならないようにする。
- 2 室内では職員の指導に従うこと。
- 3 取り出した図書は大切に扱い、必ず元の位置に戻すこと。
- 4 室内での飲食は禁止する。ただし、昼休みに限り、図書委員が司書のスペースで飲食することは許可する。

生徒会規約（抄）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は兵庫県立西脇北高等学校生徒会と称する。

（目的）

第2条 本会は学校の教育方針に従い、生徒の自主的活動により、自己有用感及び自治意識を育て、会員の親睦をはかり、学校生活を楽しく有意義なものとするを目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員は兵庫県立西脇北高等学校生徒とする。

（組織）

第4条 本会は1，2部と3部，各生徒会を組織し，生徒会活動を行うものとする。

第2章 役 員

(役員)

第5条 生徒会に次の役員をおく。

会 長	1名	副会長	数名程度
文化部長	1～2名	体育部長	1～2名
風紀部長	1～2名	保健部長	1～2名
図書部長	1～2名	書 記	1～2名
会 計	1～2名	生徒会役員	若干名

(役員を選出)

第6条

- 1 本会の役員は会員の中より選出する。
- 2 役員の任期は1年とし，新旧役員の交代は12月31日とする。
- 3 役員のうち会長・副会長は選挙で選出する。
- 4 役員のうち会長・副会長以外の役員については，会長・副会長を選出した後，会長より任命する。

(役員会)

第7条 役員は役員会で協議し，生徒会の業務を執行する。

(役員の任務)

第8条 次の役員は以下の任務を負う。

- 1 会長，副会長
 - (1) 会長は生徒会を代表し，その活動の計画，運営，執行について総括指揮しその責任をもつ。
 - (2) 副会長は諸会議を招集することができる。
 - (3) 副会長は会長を補佐し，会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 2 文化部長
文化部長は会員の高校生としての教養を高めるため文化部活動を計画，運営，執行し，その責任をもつ。
- 3 体育部長
体育部長は会員が心身ともに健全な高校生となるように体育部活動を計画，運営，執行し，その責任をもつ。
- 4 風紀部長
風紀部長は高校生として，校内外の健全な生活を維持するため，風紀委員会を統率し，必要な計画，執行を行い，その責任をもつ。
- 5 保健部長
保健委員会の規定により，委員会を統率し，校内の美化，衛生環境の整備，安全運動の推進などに関し，計画，執行を行い，その責任をもつ。
- 6 図書部長
図書部長は読書の高揚につとめるとともに図書部員を統率し，必要な計画，執行を行い，その責任をもつ。
- 7 書 記

書記は帳簿を管理し、諸会議の議事録を作成保存する。

8 会 計

会計は生徒会のすべての会計を公正に処理し、年度末に決算報告を行う。

9 生徒会役員

生徒会役員は生徒会業務を補佐する。

第3章 機 関

(機関)

第9条 本会は次の機関をおく。

- 1 生徒総会 2 評議員会 3 役員会 4 学級会 5 部活動

(生徒総会)

第10条

- 1 生徒総会は本会最高の議決機関である。
- 2 生徒総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 議決については、出席会員の過半数をもって可決し賛否同数の場合は議長の決定とする。
- 4 総会は定例会と臨時会とする。
 - (1) 定例会は年1回5月に開く。
 - (2) 臨時会は次の場合に開く。
 - ・会長が必要と認め評議員会が承認した場合
 - ・会員の3分の1以上の要求があった場合
 - ・評議員会の3分の2以上が必要と認めた場合
- 5 生徒総会には、議長1名、副議長1名、書記1～2名をおく。

議長は役員を除く会員中より推薦又は選挙により選出し、他は議長が指名する。

(評議員会)

第11条

- 1 評議員会は生徒総会に代わる議決機関である。
- 2 評議員会は、生徒会役員と学級の正副委員長によって構成し、2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 議決は、出席会員の過半数をもって可決し賛否同数の場合は議長が決める。
- 4 評議員会は定例会議と臨時会議とする。
 - (1) 定例会議は年1回5月に開く。
 - (2) 臨時会議は次の場合に開く。
 - ・会長が必要と認めた場合
 - ・委員の2分の1以上の要求があった場合
 - ・その他緊急、必要な事項が生じた場合
- 5 評議員会は役員の互選により議長を選出し、議長は副議長を指名する。

議長は役員を除く会員中より推薦又は選挙により選出し、他は議長が指名する。
- 6 評議員会は、次の事項を行う。
 - (1) 会則、諸規定の作成、改正
 - (2) 生徒総会提出の議案の作成

- (3) 予算、決算の審議
- (4) 諸行事の企画審議
- (5) その他

(学級会)

第12条

- 1 学級会は生徒会活動の基盤となるもので学級委員を中心として生徒会活動に積極的に協力しなければならない。
- 2 学級には次の委員をおく。

委員長	1名	副委員長	1名
文化委員	1～2名	体育委員	1～2名
風紀委員	1～2名	保健委員	1～2名
図書委員	1～2名	書記	1～2名
会計委員	1～2名		
北高活性化委員	1～4名		

(部活動)

第13条

- 1 部活動は趣味を同じくする者が集まり互いに知識・技能を磨き、自己のもつ素質を伸ばすとともに自主自立、協調和合の精神を養うことを目的とする。
- 2 各部には部長、副部長各1名をおく。
- 3 各部には顧問教員をおく。

(生徒会顧問)

第14条 本会は、生徒会担当教員を顧問におき、指導をうける。

第4章 会 計

(収入)

第15条 本会の収入は、生徒会費、事業収入、寄付金による。

(会費)

第16条

- 1 会員は所定の会費を規定の日時までに納入しなければならない。
- 2 会費は別に定める。

(会計期間)

第17条 本会の会計期間は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(細則)

第18条 本会の会計細則は別途に定める。

第5章 会計監査

(会計監査委員)

第 19 条

- 1 本会には会計監査委員 1 名をおく。
- 2 会計監査委員は、生徒会の役員以外より選出する。
- 3 委員の任期は 1 年とする。

(監査報告)

第 20 条 会計監査委員は会計年度末に監査を行い、評議員会に報告しなければならない。

(監査請求)

第 21 条 会計監査委員は、会長又は評議員会から請求があれば監査し報告する。

第 6 章 生徒会役員選挙管理規程

(目的)

第 22 条 この規程は、生徒会会長及び生徒会本部役員選挙に適用し、生徒会会員の意志を反映し、円滑な選挙が行われ、生徒会活動の発展に寄与することを目的とする。

(選挙管理委員会)

第 23 条 生徒会役員選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）は各 HR より 1 名ずつ選出された委員によって構成され、互選により委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 2 名を選出する。

(選挙管理委員の立候補・応援の禁止)

第 24 条 選挙管理委員は自ら立候補、又は特定の候補者を応援することはできない。

(告示)

第 25 条 選挙管理委員会は、投票日の 20 日前までに選挙に関し、次の事項を告示しなければならない。

- (1) 立候補受付期間
- (2) 投票日・投票場所
- (3) 立会演説会の日時と場所

(公示)

第 26 条 選挙管理委員会は、受付締切後速やかに会長・副会長各々の立候補者全員の氏名を公示する。

(選挙権)

第 27 条 会員は選挙権を有する。

(立候補の届出)

第 28 条 立候補者は、公示された期間内に責任者と併記して選挙管理委員会に届けなければならない。

(選挙運動期間)

第 29 条 選挙運動は立候補届出締切日から投票日前日までとする。

(選挙運動)

第 30 条

- 1 立候補者は次の選挙運動を行うことができる。
 - (1) 選挙管理委員会で規定されたポスターの校内掲示。
 - (2) 選挙管理委員会で開催する立会演説会。
- 2 選挙運動は品位を保ち、公正に行われなければならない。

(立会演説会)

第 31 条 立会演説会の方法及び場所、時間は選挙管理委員会が定める。

(投票時間及び場所)

第 32 条 投票時間及び場所は選挙管理委員会が定める。

(投票)

第 33 条 投票は、無記名投票とする。

(選挙)

第 34 条 選挙は投票者の 3 分の 2 以上の有効投票を必要とする。

(不在者投票)

第 35 条 選挙管理委員長の許可があれば、不在投票を行うことができる。

(開票)

第 36 条 開票は、投票後選挙管理委員会の指定した場所において、選挙管理委員が行う。

(開票結果)

第 37 条 開票の結果は直ちに選挙管理委員会によって全校に報告される。

(当選)

第 38 条 開票の結果、有効投票の多数を得た者から順次当選とする。

第 7 章 規約改正

(生徒総会の承認)

第 39 条 本規約を改正する場合は、評議員会が生徒総会に提出してその承認を得なければならない。

第 8 章 帳簿、その他

(帳簿)

第40条 備え付ける諸帳簿は次のものとする。

- 1 諸会議の記録簿（総会，評議員会，役員会等の議事録）
- 2 会計簿，物品購入簿，備品台帳
- 3 その他の諸文書綴

第9章 帳簿，その他

(学校長の承認)

第41条 本会の活動は，学校長の承認を必要とする。

第10章 会計細則

(細則)

第42条 本会の会計細則を以下に定める。

(生徒会費)

- 1 生徒会費は，毎年度10,000円とする。納入は年度当初に行う。一度納入されたものは返還しない。

(支出)

- 1 生徒会の予算に従って支出する。
- 2 特別な支出が必要なときは，役員会，評議委員会で協議する。
- 3 生徒会費を支出する場合は，所定の支出請求書により決済する。支出請求書の裏に領収書を貼付する。

(香料及び見舞金)

- 1 会員の死亡 10,000円と花
- 2 会員の一親等の死亡 5,000円

(部活動費関連費)

- 1 登録費（各種団体加盟登録費（日本協会等）） 100%
- 2 参加料（試合やコンクールに出場する参加料のこと。参加に当たって購入しなければならないプログラム代を含む）
 - （1）高体連主催大会（定通大会含む）及び高文連主催大会 100%
 - （2）国民体育大会，全日本選手権（参加標準があり権威ある大会） 100%
- 3 旅費（旅費は交通費及び宿泊費）
 - （1）交通費・宿泊費は大会規模に応じて，別表の通り支給する。

別表

交通費

地区大会（東播大会等）、県大会	5分の3を支給する。
近畿大会	全額を支給する。
全国大会	3分の2を支給する。3分の1は育友会から支給する。

宿泊費

地区大会（東播大会等）、県大会	支給しない。
近畿大会	支給する。 ただし、1泊6,000円を上限とする。
全国大会	3分の2を支給する。 ただし、育友会からの支給金を含めて1泊7,000円を上限とする。3分の1は育友会から支給する。

・支給人数はエントリー数+1名までとする。

（2）交通費は次の項目について支給する。

ア 現地までの交通費

J R西脇市駅又は高速バス西脇停留所（アピカ前）を起点とした、安全で常識的な公共交通機関の最も安価なルートで算出する。

イ 宿舎から会場までの移動交通費（宿泊をとまなう場合）

宿舎から会場までの、安全で常識的な公共交通機関の最も安価なルートで算出する。

ウ 宿泊費は、食事代を除く費用を支給する。請求する際には、食事代を除く費用を請求する。

ただし、宿泊費から、食事代を明確に区別できない場合は、宿泊費から下記の金額を控除して請求する（朝食600円 昼食800円 夕食1,100円）。

4 部費（各部で必要な物品の補助）

個人的なものは受益者負担とする。

（学校代表として参加する活動）

- 1 権威ある発表会（高校生ふるさと貢献活動事業発表会、数理甲子園、生活体験発表会等の各種発表会や大会、防災ジュニアリーダー会、表彰式等）の経費は補助する。

（改正施行）

平成22年4月1日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和4年4月1日

令和5年4月1日